

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域……………

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

○建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………

○建築基準法による一団地の区域……………(同)……………

告示(教)

○技能教育の連携措置に係る科目の指定解除……………

○技能教育の連携措置に係る科目の追加指定……………

告示(公)

○指定講習機関の指定……………

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………

……………(主税局課税部課税指導課)……………

○街並み景観重点地区の変更……………

……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………

○開発行為に関する工事完了……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

○令和四年度危険物取扱者保安講習の実施……………

告示

●東京都告示第八百九十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年六月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区虎ノ門二丁目百五番 令和四年五月十八日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第八百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の五第二項による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年六月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

昭島市中神町字東新畑千二百三十七番 令和四年三月二十四、同番十一、同番十二の一部、同番十三、同番十五、同番十六並びに同番十七及び同番十八の各一部、同番二十四、千二百四十七番四並びに千二百五十七番十九

●東京都告示第八百九十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年六月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

昭島市中神町字東新畑千二百三十七番十一の一部及び千二百五十七番十九 令和四年三月十五日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

告示(教)

●東京都教育委員会告示第三十四号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、東京多摩調理製菓専門学校の連携措置に係る科目について令和四年三月三十一日付で次のとおり指定の解除をしたので告示する。

令和四年六月十三日

東京都教育委員会

指定の解除をした連携措置に係る科目

衛生法規
公衆衛生
食品
栄養
食品衛生

衛生法規
公衆衛生
食品
栄養
食品衛生

食品衛生
調理（理論実習）
食文化
総合調理技術実習

食品衛生
調理
食文化概論
総合調理実習

食品衛生
調理
食文化概論
総合調理実習

食品衛生
調理
食文化概論
総合調理実習

食品衛生
調理
食文化概論
総合調理実習

食品衛生
調理
食文化概論
総合調理実習

●東京都教育委員会告示第三十五号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第三項の規定に基づき、東京多摩調理製菓専門学校との連携措置に係る科目について令和四年四月一日付けで次のとおり追加指定したので告示する。

令和四年六月十三日

東京都教育委員会

追加指定した連携措置に係る科目

衛生法規
公衆衛生
食品
栄養
食品

衛生法規
公衆衛生
食品
栄養
食品

衛生法規
公衆衛生
食品
栄養
食品

衛生法規
公衆衛生
食品
栄養
食品

衛生法規
公衆衛生
食品
栄養
食品

総合調理実習

総合調理実習

調理理論と食文化概論

調理理論と食文化概論

食文化

食文化

調理実習

調理実習

告示(公)

●東京都公安委員会告示第200号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項及び指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第1条の規定により、令和4年5月13日付けで指定講習機関として次の者を指定したので、同規則第3条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年6月13日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名	特定講習を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種類
飛鳥DC日野株式会社 日野市旭が丘一丁目1番地の2 代表取締役 川野 繁	飛鳥ドライビングアカデミー日野 日野市旭が丘一丁目1番地の2	若年運転者講習
株式会社足立自動車学校 足立区東六月町3番1号 代表取締役	足立自動車学校 足立区東六月町3番1号	若年運転者講習

佐藤 章英

坂本自動車株式会社
台東区日本堤二丁目36番10号
代表取締役
宮下 敦之

金町自動車教習所
葛飾区東金町一丁目10番8号

若年運転者講習

株式会社京成ドライビングスクール
葛飾区高砂五丁目54番10号
代表取締役
小林 広人

京成ドライビングスクール
葛飾区高砂五丁目54番10号

若年運転者講習

コヤマドライビングスクール秋津
東村山市秋津町三丁目15番地18
取締役
小山 義一

コヤマドライビングスクール秋津
東村山市秋津町三丁目15番地18

若年運転者講習

コヤマドライビングスクール石神井
練馬区谷原一丁目4番4号
取締役
小山 義一

コヤマドライビングスクール石神井
練馬区谷原一丁目4番4号

若年運転者講習

コヤマドライビングスクール成城
世田谷区岡本三丁目40番2号
取締役
小山 義一

コヤマドライビングスクール成城
世田谷区岡本三丁目40番2号

若年運転者講習

コヤマドライビングスクール二子玉川
世田谷区玉川三丁目43番1号
取締役
小山 義一

コヤマドライビングスクール二子玉川
世田谷区玉川三丁目43番1号

若年運転者講習

学校法人五島育英会

東急自動車学校

若年運転者講習

渋谷区道玄坂一丁目 10番7号 理事長 泉 康幸	多摩市唐木田三 丁目6番地	
株式会社シグマ 葛飾区東立石一丁目 3番16号 代表取締役 藤田 博一	平和橋自動車教 習所 葛飾区東立石一 丁目3番16号	若年運転者講習

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについで

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和四年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は
 名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日

新光自動 那須 匠 荒川区荒川四丁目 令和四年五月
 車興業株 式会社 四番一号 三十一日

街並み景観重点地区の変更について

東京のしゃれた街並みづくり推進条例(平成十五年東京都条例第三十号)第二十一条において準用する同条例第二十条第三項の規定に基づき、街並み景観重点地区(以下「地区」という。)を変更したので、次のとおり公告する。なお、関係図書は、一般の縦覧に供する。

令和四年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 地区の名称、位置及び面積

日本橋川沿い地区

中央区日本橋一丁目、八重洲一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各区内(別図のとおり)

約一・二ヘクタール

二 変更年月日

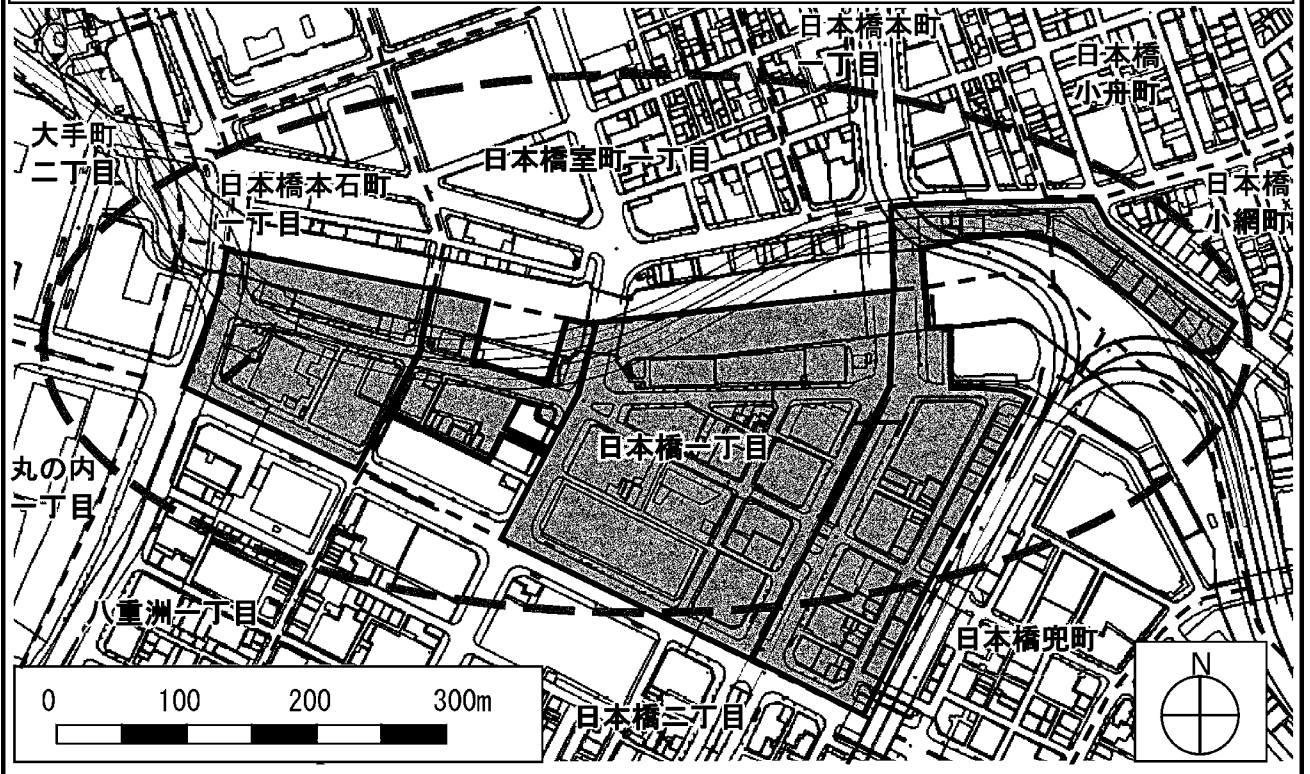
令和四年六月十三日

三 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課(東京都庁第二本庁舎十二階中央)

別図

街並み景観重点地区
日本橋川沿い地区



日本橋川沿いエリアのまちづくり
ビジョン 2021 対象エリア

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年六月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 申 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

調布市東つじヶ丘二丁目三
十六番一及び同番九（第三工
区）
調布市東つじヶ丘二丁目
二十七番地一
特定医療法人社団研精会
理事長 山田多佳子

東久留米市八幡町三丁目六百
八十番一の一部、六百八十一
番十六及び同番十七
埼玉県越谷市南越谷一丁目
二十一番地二
株式会社中央住宅
代表取締役 品川 典久

府中市若松町四丁目四番八、
同番十一、同番十三及び同番
二十二
愛知県名古屋市中区泉一丁
目二十三番二十二号
トヨタホーム株式会社
代表取締役 後藤 裕司

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年六月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 サミット大泉学園店
- 二 店舗所在地 練馬区大泉学園町六丁目二十九番三十号
- 三 設置者名 サミット株式会社
- 四 設置者住所 杉並区永福三丁目五十七番十四号
- 五 変更前の設置者の代表者名 田尻 一
- 六 変更後の設置者の代表者名 服部 哲也
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社
- 八 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一
- 九 変更後の小売業者の代表者名 服部 哲也
- 十 変更日 令和二年四月一日
- 十一 届出日 令和四年五月二十日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 令和四年六月十三日から同年十月十三日まで。ただし、東京都の休

日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 十四 縦覧時間
- 一 店舗名 サミットストア環八南田中店
- 二 店舗所在地 練馬区南田中二丁目二百七十四番地
- 三 設置者名 サミット株式会社
- 四 設置者住所 杉並区永福三丁目五十七番十四号
- 五 変更前の店舗名 (仮称) サミットストア練馬南田中店
- 六 変更後の店舗名 サミットストア環八南田中店
- 七 変更前の設置者の代表者名 田尻 一
- 八 変更後の設置者の代表者名 服部 哲也
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社
- 十 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 服部 哲也
- 十二 変更日 令和二年四月一日ほか
- 十三 届出日 令和四年五月二十日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和四年六月十三日から同年十月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都

条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 十六 縦覧時間
- 一 店舗名 多摩東寺方SC
- 二 店舗所在地 多摩市東寺方六百六十番地の一
- 三 設置者名 サミット株式会社
- 四 設置者住所 杉並区永福三丁目五十七番十四号
- 五 変更前の設置者の代表者名 田尻 一
- 六 変更後の設置者の代表者名 服部 哲也
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか四名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか三名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか一名
- 十 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一(サミット株式会社)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 服部 哲也(サミット株式会社)ほか
- 十二 変更日 令和二年四月一日ほか
- 十三 届出日 令和四年五月二十日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和四年六月十三日から同年十月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	サミットストア深沢坂上店
二	店舗所在地	世田谷区深沢五丁目二十四番二十三号
三	設置者名	サミット株式会社
四	設置者住所	杉並区永福三丁目五十七番十四号
五	変更前の設置者の代表者名	田尻 一
六	変更後の設置者の代表者名	服部 哲也
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	サミット株式会社
八	変更前の小売業者の代表者名	田尻 一
九	変更後の小売業者の代表者名	服部 哲也
十	変更日	令和二年四月一日
十一	届出日	令和四年五月二十日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	令和四年六月十三日から同年十月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一	店舗名	サミットストア野沢龍雲寺店
二	店舗所在地	世田谷区野沢四丁目二番ほか
三	設置者名	サミット株式会社
四	設置者住所	杉並区永福三丁目五十七番十四号(仮称)サミットストア野沢四丁目店
五	変更前の店舗名	
六	変更後の店舗名	サミットストア野沢龍雲寺店
七	変更前の設置者の代表者名	田尻 一
八	変更後の設置者の代表者名	服部 哲也
九	変更前の小売業者の氏名又は名称	サミット株式会社
十	変更後の小売業者の氏名又は名称	サミット株式会社ほか一名
十一	変更を行った小売業者の氏名又は名称	サミット株式会社
十二	変更前の小売業者の代表者名	田尻 一
十三	変更後の小売業者の代表者名	服部 哲也
十四	変更日	令和二年四月一日ほか
十五	届出日	令和四年五月二十日
十六	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十七	縦覧期間	令和四年六月十三日から同年十月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十八	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

持ちこたえ除く。

令和4年度危険物取扱者保安講習の実施について

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。

令和4年6月13日
東京都知事 小 池 百合子

1 講習区分、動画視聴期間及び電子申請受付期間

(1) 第1区分(給油取扱所)

動画視聴期間	電子申請受付期間
令和4年8月1日から 同月31日まで	令和4年6月15日から 同月23日まで
令和4年9月1日から 同月30日まで	令和4年7月1日から 同月14日まで
令和4年10月1日から 同月31日まで	令和4年8月1日から 同月15日まで
令和4年12月1日から 同月27日まで	令和4年10月1日から 同月13日まで
令和5年1月4日から 同月31日まで	令和4年11月1日から 同月15日まで

(2) 第2区分(製造所及び一般取扱所)・第3区分(屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び移送取扱所)・第4区分(地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所)・第5区分(屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所)

動画視聴期間	電子申請受付期間
令和4年8月1日から	令和4年6月15日から

同月31日まで	同月23日まで
令和4年9月1日から 同月30日まで	令和4年7月1日から 同月14日まで
令和4年10月1日から 同月31日まで	令和4年8月1日から 同月15日まで
令和4年11月1日から 同月30日まで	令和4年9月1日から 同月15日まで
令和4年12月1日から 同月27日まで	令和4年10月1日から 同月13日まで
令和5年1月4日から 同月31日まで	令和4年11月1日から 同月15日まで

(3) 第6区分 (石油コンビナート等災害防止法 (昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。) に規定する特定事業所の危険物施設)

動画視聴期間	電子申請受付期間
令和4年11月1日から 同月30日まで	令和4年9月1日から 同月15日まで

2 受講対象者

(1) 第1区分から第5区分まで

危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者

(2) 第6区分

石災法に規定する特定事業所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者又は同事業所に勤務する危険物取扱者で受講を希望する者

3 講習方式

インターネットによる配信

4 受講申請の手続

(1) 申請方法

東京共同電子申請・届出サービスによる電子申請

(2) 申請先アドレス

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/selM.ap.do>

5 問合せ先

東京消防庁予防部防火管理課試験講習係 (電話03-3255-2945)

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

